

## 会員及び会費に関する規程

### (目 的)

第1条 この規定は定款第6条及第8条の規定に基づき、一般社団法人日本言語聴覚士協会（以下「当法人」という。）の会員の入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員、名誉会員、準会員の4種とする。

2 前項に規定する以外の団体で、当法人の目的、事業に賛同し、当会発行の学術誌「言語聴覚研究」を講読する者は理事会の承認を経て、講読会員となることができる。

### (会員及び入会金)

第3条 正会員は当会に入会するときに入会金3,000円並びに、年会費を、以後毎年納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 正会員  | 10,000円                  |
| (2) 賛助会員 | 1口2,000円とし、個人1口以上 団体2口以上 |
| (3) 名誉会員 | なし                       |
| (4) 準会員  | 5,000円                   |
| (5) 講読会員 | 8,000円                   |

3 前項の規程にかかわらず、新規に「言語聴覚士」資格を取得し、正会員として入会する者は資格取得年度の年会費を5,000円とする。

### (改 廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

### 付 則

この規程は平成21年9月13日から施行する。